

看護専門学校

学修の成果に係る評価及び卒業又は終了の認定に当たっての基準

「看護専門学校学則」より抜粋

第4章 教育課程

(授業科目、単位数および時間数)

第21条 本校における授業科目、単位数および時間数は別表のとおりとする。

2. 別表中、講義および演習については15時間から30時間、実験、実習および実技については30時間から45時間まで、臨地実習については45時間をもって1単位とする。

(授業科目の評価および単位修得の認定)

第22条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況および当該科目の評価により行う。

2. 講義については、出席時数が授業の3分の2に達しない者は、その科目の評価を受ける資格を失う。
3. 実習については、出席時数が授業時間の5分の3に達しない者は、その科目の評価を受ける資格を失う。
4. 授業科目の評価は、A（80点以上）、B（70点から79点）、およびC（60点から69点）とし、C以上を合格とする。
5. 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者には追試験、終講時試験不合格者に対しては再試験を行うことができる。

(卒業の認定)

第25条 学校長は、第21条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、教員会議の議を経て、卒業を認定する。

(卒業証書及び称号の授与)

第26条 学校長は、別表に定める全学科目について、第22条の規定にもとづく単位修得の認定を受けた者に対して、卒業証書を授与する。

2. 前項の規定により卒業証書を授与された者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。